

私立小中学校等の家計急変世帯への修学支援事業 軽減金額の算定の基礎となる月数のイメージ

算定の対象となる月 →
算定の対象とならない月→
家計急変発生 → 

		R6	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	R7	1 月	2 月	3 月	算定の対象 となる月数	補助 上限額
◆ケース 1 ・令和 5 年以前に家計急変（令和 5 年度以前に入学） ・令和 6 年11月以降は他府県類似制度の対象 ・令和 6 年10月1日時点で県内在住															他府県支援				7 月	196,000
◆ケース 2 ・令和 5 年以前に家計急変（令和 5 年度以前に入学） ・令和 6 年 4 月～6 月是他府県類似制度の対象 ・令和 6 年10月1日時点で県内在住 ・令和 6 年 1 月末で転学																	在籍なし		7 月	196,000
◆ケース 3 ・令和 5 年以前に家計急変（令和 5 年度以前に入学） ・令和 6 年10月以降は他府県類似制度の対象 ・令和 6 年10月1日時点で県外在住															他府県支援				0 月	0
																				※令和 6 年10月1日時点で県内に住所 を有していないので、対象外
◆ケース 4 ・令和 6 年 2 月に家計急変 ・令和 6 年 9 月以降は他府県類似制度の対象 ・令和 6 年 4 月 1 日時点で県内在住															他府県支援				5 月	140,000
																				※令和 6 年に家計急変が発生し、4 月1日時点で県内に住所を有している ので対象
◆ケース 5 ・令和 6 年 4 月に家計急変 ・令和 6 年 9 月以降は他府県類似制度の対象 ・令和 6 年 4 月 1 日時点で県内在住															他府県支援				4 月	112,000
																				※令和 6 年に家計急変が発生し、4 月1日時点で県内に住所を有している ので対象
◆ケース 5 ・令和 6 年 4 月に家計急変 ・令和 6 年 4 月以降は他府県類似制度の対象 ・令和 6 年 4 月 1 日時点で県内在住															他府県支援				0 月	0
																				※在籍期間すべてにおいて、他府県 類似制度の対象となっているので、 対象外